

## 令和5年度 第1回習志野市いじめ問題対策委員会の会議録

1 開催日時 令和5年7月14日(金)

2 開催場所 市庁舎3階会議室

3 出席者 (1) いじめ問題対策委員

委員 麻生博子

委員 阿部学

委員 高橋馨

委員 堺淑子

委員 前田泰宏

(2) 教育委員会

教育長 小熊隆

学校教育部長 島本博之

学校教育部次長 杉山健一

(3) 事務局

近藤指導課長 藤井指導主事 河村指導主事

4 議題及び公開・非公開の別

議題1 いじめアンケート結果からの考察と本市のいじめ対策について【公開】

議題2 重大事態の報告について【非公開】

※習志野市情報公開条例第8条第1号及び第4号に該当する非公開情報を扱うことから非公開とする。

5 傍聴者数

2名

6 議事

### 開会

(事務局：河村) この委員会はいじめ防止対策推進法に基づくもので、習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例第8条において、教育委員会の附属機関として設置している。令和5年4月1日付けで委員に変更があったので報告する。教育の立場から選出され、当委員会の委員長を務めていた片岡洋子委員が、3月31日付をもって辞任したことを受け、その後任として敬愛大学教育学部准教授の阿部学氏を当委員会の委員として委嘱する。本日、阿部氏はオンラインで参加する。委員長であった片岡洋子委員が辞任したため、ここからの議事については、当委員会設置条例第12条第3項の規定により、高橋副委員長に進行をお願いする。

(高橋副委員長) これより「令和5年度第1回習志野市いじめ問題対策委員会」の会議を開会する。本会議は規定によって、委員過半数以上の出席が成立要件となっており、ただいまの出席委員は5名である。よって、本会議は成立する。

#### 次第1

(高橋副委員長) 次に日程第1、委員長の選出についてです。第12条の規定により委員長は、委員の中から選任することとなっており互選の方法はどうか。

(前田委員) 指名推薦で良い。

(高橋副委員長) ただいま指名推薦という御意見があったが、御意見ありますか。

(委員) (異議なし)。

(高橋副委員長) 異議なしと認める。それでは委員長はどなたがよろしいか。

(堺委員) 高橋委員が適任であると考えます。

(委員) (異議なし)。

(高橋副委員長) 異議なしと認める。よって、高橋が委員長になることで決定する。

#### 次第2

(高橋委員長) 次に日程第2、副委員長の選出について副委員長を選任する。互選の方法はどうか。

(麻生委員) 指名推薦で良いと考える。

(委員) (異議なし)。

(高橋委員長) 異議なしと認める。それでは副委員長はどなたがよろしいでしょうか。

(麻生委員) 堺委員が適任であると考えます。

(委員) (異議なし)。

(高橋委員長) 異議なしと認める。副委員長は、堺委員に決定する。

ここで教育長から挨拶したい旨の申し出があったので、ご挨拶をお願いします。

(教育長) 本日は大変お忙しい中、本委員会にご出席いただき感謝申し上げます。学校の方では、アフターコロナがスタートして、教育活動も従前の形に戻りつつある状況であるが、コロナ禍のこの3年間の影響は大変大きい。学校だけではなく、この行政においても様々な動きの中で感じることも多い。それがやはり3年間のブランクなのかなと思う。ぜひ、ご意見をいただけるとありがたい。いじめ問題の対応については、世の中の動きが戻るに従って、児童生徒の内面の問題が非常に複雑化している。そういった意味では、教師がしっかりと、その情報を察知するということが求められる。そのためには、私も教育委員会としては、学校とともに、教育相談の充実を進め、児童生徒のみならず様々な内容について、保護者に対しても明らかにしていかなければならないことを強く感じている。その中で、施策として1人1台タブレットの活用による匿名相談WEBアプリのスタンドバイを活用している。本市のいじめ対応の強力なツールに、これからしてい

たいなと考えている。現在、小学校5年生からということだが、学年の拡大も検討していかなければいけないなと思っている。また昨年度に引き続いて、生徒指導巡回指導員を経験のある教員にお願いして、学校現場に出向いて情報収集や直接的なアドバイス、指導できる体制を強化している。本市のいじめの現状や心配な事例は多々あるが、皆様方のお立場から忌憚のないご意見、ご指導をいただきたいと考えている。以上、私からのご挨拶とさせていただきます。

### 次第3

(高橋委員長) 次に、日程第3、会議の公開についてです。本日の会議は習志野市審議会等の設置及び運営に関する指針により、原則公開となる。しかしながら本日の議題において、日程第6、議題2、重大事態の報告については、習志野市情報公開条例第8条第1号、同条第4号の規定に該当する個人に関する情報を含み会議を公開することにより、個人の権利、利益を害する事項であることから非公開とすべき事項と思われるので、ただいまから協議する。お諮りする。議題の1については公開すべきだが、2については今申し上げた理由で公開すべきではないと考える。それでよろしいか。

(委員) 異議なし。

(高橋委員長) 異議なしと認めます。日程第6、議題2、重大事項の報告については非公開とすることに決定する。なお、傍聴者につきましては、定員に達するまでの間は、入口でお配りした注意事項を守るようお願いした上で、随時傍聴希望者の入室がある。なお、非公開事案があるので、私の指示に従い、その際は退出していただく。入室につきましては非公開である議題が終わり次第、再度私より案内させていただきます。

### 次第4

(高橋委員長) 次に第4、会議録の作成等についてお諮りする。会議録につきましては要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、非公開の審議事項を除く記録や資料について、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開したいと考える。これにご異議ないか。

(委員) 異議なし。

(高橋委員長) 異議がないので、そのように取り扱うことに決定する。

### 次第5

(高橋委員長)。会議録署名委員の指名についてお諮りする。会議録の作成にあたりまして、正確性、公正を期するため、会議録署名委員を私から指名させていただきます。ご異議ないか。

(委員) 異議なし。

(高橋委員長) 異議なしと認める。それでは前田委員を指名させていただきます。

## 次第 6

(高橋委員長) 日程第 6 の議題として議題 1 「いじめアンケート結果からの考察と本市のいじめ対策」について説明を求める。

(事務局: 近藤指導課長) いじめアンケートからの考察と習志野市のいじめ対策について、説明する。令和 4 年度のアンケート結果全般から考察したものとなる。スライド番号 2 は、過去 10 年間の習志野市のいじめアンケートによるいじめの認知件数を示している。

いじめの認知件数は、コロナ禍では減少傾向にあったものの、コロナ対応が開けた現在では再び増加する傾向となっている。令和 2 年、3 年は、コロナ禍で活動制限、行事の制限がある児童生徒が活動を自粛することで、人間関係の深い関わり合いが少なくなり、いじめの認知件数は減少したと考えている。活動や行事が再開し、学校生活が通常通りとなっていく中で、児童生徒同士の関わり合いが活発になる一方、人間関係のすれ違い、トラブル等も多くなり、認知件数の増加に繋がっていると考えている。

また、認知件数が多くなっていることに関しては、いじめの認知を積極的に行い、早期発見、早期対応を心がけていく考えが、各学校に伝わり、認知からの初期対応を大切にしていることも、認知件数の増加に繋がっている。どのような軽微ないじめであっても見逃さず、どんないじめでも把握に努めていく。早期発見のもと、迅速にいじめが解消されるよう、相談しやすい環境づくり、適切な指導、支援体制を目指していく。

続いてスライド番号 3 は、過去 3 年間の本市のいじめ認知件数を学年別に示している。学年が上がるにつれて、いじめの認知件数は減少していく傾向となっている。どの年度を見ても毎年同様の傾向が見られる。学年が上がるにつれて学校教育活動全般を通して、児童生徒がよりよい人間関係の作り方、相手の気持ちも大切にしながら、自分の気持ちを相手に伝える方法などを学び、適切な友人関係のあり方を構築していると考えている。

続いてスライド番号 4 は、いじめの態様についてである。コロナ自粛前と、コロナ禍を経た令和 4 年度でいじめの態様に変化があるのか比較している。どの学年においても、からかい等が一番多い結果となり、続いて暴力となっている。コロナ前後でいじめの態様は、大きな傾向の変化はない。また、スマートフォン、メール、SNS 等に起因するいじめは依然として少数だが報告されており、今後も動向を注視していく必要があると考えている。

続いてスライド番号 5、6 は、本市の令和 4 年度はいじめの解消状況を示す。令和 4 年度 1 学期に認知したいじめの解消状況としましては、小学校で 1124 件認知し、1122 件が年度末の 2 月末には解消されており、99%の解消率となっている。

中学校では、45 件認知した中、44 件の解消となっている。学校におけるいじめの未然防止教育、早期発見、認知後の迅速な対応と、見守りの継続によりいじめの長期化、重大化を防ぐようにしている。同じように、2 学期に認知したいじめについても、時間の経過とともに解消へと向かっており、小学校では 98%、中学校では 94%の解消となっている。これらの結果から、いじめの認知がされた後に、組織的な情報共有、事実の丁寧な聞き取り、事後指導、継続的な見守りが実施され、3 ヶ月以上の経過観察を経て解消へと

向かっている。なお、未解消と回答した児童生徒に対しては、迅速な本人からの聞き取り、継続的な教育相談と支援、さらに解消に向けた事実確認、加害側への指導、事後の見守り等を行って解消を目指して日々取り組んでいる。

スライド番号7は、本市の令和4年度いじめアンケートから全体的な傾向をまとめたもので、いじめの認知件数については、コロナ禍により大幅な減少があった。令和3年度から再び増加傾向になっている。今後も積極的な認知が早期発見、対応発見に繋がると考えている。

いじめの態様につきましては、引き続き、冷やかし、からかいが多い傾向がある。児童生徒にいじめ防止を啓発するいじめ防止教育や、ネット、SNSのトラブル防止等を行うために、情報モラル教育が必要だと考えている。

いじめの解消状況については、1、2学期とも95%以上であり、今後もいじめを積極的に認知し、組織的な対応、早期対応、早期発見が行える体制づくりを進めていく。また、1人も取り残すことのないよう、解消率100%を目指して個別の対応をしっかりと進めている。

スライド番号8からでは、本市のいじめ対策の課題について説明する。いじめアンケートの実施時点で相談していない、または相談する相手がわからないと答えた児童生徒が一部存在していることが課題として挙げられる。習志野市としては、この課題に対して四つの対策を行っている。

1つ目の対策として、本市で導入している匿名メール相談WEBアプリ「スタンドバイ」は、児童生徒がタブレット端末を使って匿名で相談することができる事業となっている。友達からいじめられている。友達がいじめられているなど、先生や家族、友達になかなか相談しづらいことが、匿名で相談でき、誰にも相談できずに悩んでいる児童生徒にとって、新たな相談窓口の一つとなることを目指し、昨年度から導入している。相談の対象学年としては、現在は小学校5年生から中学校3年生となっている。高学年に上がる前の小学校4年生にも拡大する必要があるのかということで、現在検討を進めている。このアプリ導入以前からメール相談というものを行っていたが、令和3年度のメール相談は延べ52件だった。令和4年度、このアプリからの相談件数が大幅に増加している。特に小学生からの相談がとて多いという結果になっている。このアプリを導入したことによって、児童生徒にとって相談しやすい窓口になってきている。

2つ目の対策として、脱いじめ傍観者教育について説明する。小学校5年生や、このスタンドバイを導入する学年に対して、いじめの場面に直面したときに、第三者としてどのような行動を実際に行うかを考える事業プログラムを実施している。身近な事例を題材にして、どのようにしたらいいかと自分の行動を考える授業を行っている。

3つ目として、SOSの出し方教育を実施している。困った、助けてと感じたら声に上げて良いことを、児童生徒に伝える機会を学校ごとに設定している。身近な事例教材を通して授業、集会、学級活動等でSOSの出し方について教育をし、相談する大切さ、声を

上げることの大切さを伝えている。

4点目は、教育相談の充実についてである。市内全小中学校で個別の教育相談期間を学期に1回、年3回設定し担任が一人一人と教育相談を実施している。いじめアンケート、教育相談アンケート、教育相談期間を一体のものとしてとらえ、無記名式アンケートも学校の実態に合わせ、期間を決めて実施できるよう設定している。それぞれのアンケートと教育相談期間については、年間を通して学校の行事の中に位置付け、児童生徒の声を聞き取り、未然防止、早期発見とつなげている。いじめの防止、早期発見のためには、いじめを見逃さない、そのための教職員の資質向上、組織的な学校体制、管理職のリーダーシップ等が必要となる。

本市では、いじめを重篤化させないため、教職員、学校全体に啓発する機会や研修の機会を設けている。本年度、行っていることとして、まずは児童生徒が主体となって行ういじめ防止活動の推進。2つ目に、いじめに関する有識者、弁護士による教職員の研修の実施。最後に、児童生徒に向けた弁護士によるいじめ根絶授業の実施を挙げる。

研修について説明すると、いじめ防止、早期発見に向けて、教職員や管理職に対して、弁護士、有識者の方による研修を実施している。1つ目として、4月18日に市内の生徒指導担当の教員、そして長期欠席の担当の教員を対象に、いじめを重大化させないためというテーマで、千葉県いじめ対策調査会会長の嶋崎政男氏による講演を行った。8月の校長研修におきましても同様に、嶋崎先生をお招きして研修を実施した。

また、千葉県弁護士会より推薦をいただいた弁護士の方による教職員向けの研修及びいじめ根絶に向けた児童生徒向けの授業を実施した。弁護士による市内全中学校区の教職員研修について詳しく説明すると、今年度、市内7つのすべての中学校区で小中学校の職員がそれぞれ一堂に会し、適切ないじめ対応を行うための研修会を行った。この研修は、子供の人権やいじめ問題に精通している弁護士を講師に招き、法的側面から見た学校のいじめ対応について学ぶ。本研修を通して、学校全体で取り組む体制づくり、職員のいじめ対応に関する知識や意識の高まり、いじめの未然防止発生時の適切な対応が組織的に行われ、心を痛める児童生徒が1人でも減少していくことにつながると考える。

また、教職員対象の研修と並行して、児童生徒に対しても、弁護士による出張授業を実施計画している。今年度は3校で実施する。内容としては、何がいじめなのか、なぜいじめはいけないのか。いじめを目撃した場合にどのように対応したらいいのか。などを発達段階に合わせて、弁護士の方から授業をしていただき、児童生徒自身がいじめについて考える機会とする。

また、本市では、いじめ重大事態に関する調査報告書の公表についてガイドラインを令和4年11月に設けている。いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に該当する重大事態に関する調査結果について、適切に判断し、対象児童生徒及び保護者の方にご意向を確認した上で公表していくものである。このガイドラインは、学校の設置者及び学校が当事者として事実に向き合い、適切ないじめ指導体制の構築と、教育行政の推進に役立てるためのもの

である。現在、昨年度市内で発生したいじめ重大事態1件につきまして、令和5年の2月より、ホームページで公表している。さらに、本市のいじめ対策を推進する基本方針についても一部見直しを図る予定でいる。

習志野市のいじめ防止基本方針は、平成27年の11月に作成されたものであり、当時から現在に至るまで、社会情勢の変化、いじめ問題への社会全体のとらえ方も大きく変化している。昨年には新しい生徒指導提要が発表された。これらを受けた改訂案を、スライド番号19以降で今から説明する。資料の15、16ページにも変更点がわかるように記載している。

まず1点目、学校いじめ防止基本方針を学校ホームページ等で公表すること、そして児童保護者地域住民の声をしっかり聞くということを追加する。

2点目、法や自己のいじめ学校基本方針についてしっかり学ぶ、それから傍観者の中からいじめを抑止する仲裁者、いじめを告発する相談者があられるためのいじめ防止授業の実施を追加する。

3点目、学校におけるいじめの防止等に関する措置の早期発見について、教職員一人一人が知りたいじめの情報については、学校のいじめの防止等の対策のため、組織に報告共有する必要があるという表記を追加する。

4点目、学校におけるいじめの防止等に関する措置に対して、特定の職員で抱え込まずに集約担当を位置付けるということを追加する。この3点目及び4点目については、いじめ問題対応の原則として組織的に対応するという点を重点化しようとするものである。

いじめは担任1人で抱え込まず、いじめを認知した時には迅速に組織で情報共有し、対応方針を検討し、早期対応を図ることが重要と考えている。

5点目、重大事態への対処として、同種のいじめの再発防止のための調査結果の公表について表記を追加する。以上5点、案として示したが、今後の習志野市のいじめ対策として重点とする事項と位置付け、今回の改訂案として説明をした。

本市のいじめ防止基本方針のもと、学校いじめ防止基本方針の見直しが図られ、学校が行う活動の改善が行えるよう、教育委員会として、今年度中にしっかり改訂を発表できるよう進めていく。以上を踏まえ指導課として、いじめ問題への対策をしっかりと進めていく。学校が毎日、児童生徒が安心な気持ちで通えるような学校づくり、学級づくりができるよう、そしていじめ問題の対策だけでなく、教育相談の充実、学習指導の充実にも目を配っていく。説明は以上である。

(高橋委員長) それでは、御意見、御質問を伺う。議題1について、御意見、御質問はあるか。

(麻生委員) とてもきめ細かな指導をしていると思う。いじめ問題は今、起こっているものをいかに防ぐか。子供たちの安全安心を守ることだと思うが、なかなか子供たちの動きというのは、微妙なところで難しいものがある。いじめの早期発見だとか、早期対応を図るために、どのような視点で、児童生徒のトラブルだとか、悩みを見ようとしているのか

をお聞きしたい。

（事務局：近藤指導課長）身近に見ている教職員が中心に、日頃からの小さな変化をまず見逃さないということが大事だと思う。子供のちょっとした表情の違い、ちょっとした行動の違い、そこに気づける教員をしっかりと育てていきたい。そこから、しっかり子どもたちが話せる体制を作っていくこと。それは担任であり、校内の違う職員であり、スクールカウンセラーであり、様々な職員がいると思うが、安心して話せる状況を作っていくこと。そして、教職員による教育相談も年間通して行っているが、いつでもできる体制を整えていくこと。子どもたちをしっかりと見て、変化に気づき、早期発見、未然防止につなげていきたいと考えている。

（阿部委員）今後へ向けて、一緒に考えていきたい点があるので、3点述べる。1点が、学年が上がるにつれて認知率が低下していくというデータについてである。いじめの数が減っているとすれば、これは良いことだと思う。一方で、ある調査で3ヶ月以上、からかいを受けている、いわゆる深刻ないじめ事案は、どの学年でも少ないけど一定程度いるとの結果が出ている。全体の認知率を追うことに加えて、深刻な事例を見逃さないことが重要だと思う。認知率に加えて何を見ていく必要があるかというのが1点である。2点目は、いじめが解消することはもちろん重要だが、加えて解消した後のケアも重要だということである。いじめ問題自体は解決したけれども、やはり何か心に残っていて、被害者だった子が、いずれ加害者になってしまうこともあるという研究もあり、解消した後のケアを考えていければいいと思う。たとえば、教師のコンタクト数をふやすということが重要になる。いじめ問題だけではなく、教師が子供と関わりやすい時間を作るとか、総合的な学校のデザインも関わる部分なのかなと思うところがある。3点目が、脱いじめ傍観者教育やSOSの出し方教育についてである。私も開発に関わった教材を使っていたありがたい。良い教材を作ろうと思って我々も開発したものだが、やはり一回の授業には限界がある。例えばSOSを出すのも大事だよと伝えた後に、きちんと受けとめられるような雰囲気を作っていくことも重要だと思う。授業プラスその後もセットで考え、さらに進めていただきたい。

（事務局：近藤指導課長）ご指摘があった通り、認知率だけではなく、深刻な事例についてもこちらも確認していきたい。解消率、それから脱いじめ傍観者教育、SOSの出し方教育、それだけではなくてその後が大切だということで、非常にありがたいアドバイスをいただいた。3ヶ月を目安に解消と考える。そこで終わりではないので引き継ぎ、考えていきたい。脱いじめ傍観者教育やSOSの出し方教育についても、行って終わりではなくて、それがどう活用できるかということ、ご指摘いただいたように大切に組み込んでいきたい。

（高橋委員長）いじめ防止基本方針改訂とあるが、前回の会議でも、提示されたものだと思う。前回と今回でどこが違うのか。簡単にご説明いただきたい。

（事務局：近藤指導課長）前回の会議から、ほぼ変わっていない。どういうふうに改善し

ていくかをこれから諮っていきたい。どういうものが本市として一番良いのか考えていく。

(塚委員)匿名相談 WEB アプリを小学校 4 年生からの拡大を検討しているということだが、小学校 1 年生などの低学年から利用可能な方法で、簡易操作だけでつながるようなアプリ等を開発していただけたら良いと思う。

(事務局:近藤指導課長)アプリの活用について発達段階を考えて、5 年生以上に導入した。タイピングやタブレット自体の活用を含めて、どの学年からやっていけるか少しずつ段階を考えている。低学年のお子さんでも言えないことがあると思う。今後拡大についてはできるだけ子供たちの受け皿になるように検討していく。

(前田委員)認知件数が減っていくということは、言い出せない子もいるのではないかと思う。全体の取り組みは、習志野市は本当に素晴らしい取組をしていると思う。これからも継続してほしい。

(事務局:近藤指導課長)言いづらい児童生徒に対して、スタンドバイも含めて、どう対応していくかもこれから考えていきたい。

(高橋委員長)続いて議題 2 に入る。いじめ重大事態について、報告を事務局に求める。議題 2 は非公開となるため、会議録の公開はしない。

#### 次第 7

(高橋委員長)それでは最後に、日程第 7、その他として事務局から連絡事項等があればお願いをする。

(事務局:河村)様々な立場からまた本日もご意見いただき感謝申し上げます。今後も、判断や対応に迷う案件については委員の皆様にもまたご教示いただきたい。引き続きお力添えをお願いする。

#### 閉会

(高橋委員長)本日の日程は以上である。これをもって、令和 5 年度第 1 回習志野市いじめ問題対策委員会会議を閉会する。

議事録署名人 前田 泰宏

